

平成 28 年度学友会団体登録申請規約

第 1 章 学友会登録団体

第 1 条 (定義)

学友会登録団体とは、学友会常任委員会の管理の下、支援を受け活動する団体とする。団体構成員は学友会費を納入した者を含むものとする。以降、学友会費を納入した者を学友会員と呼ぶこととする。

第 2 条 (団体登録申請条件)

学友会団体登録の申請をする団体は以下の条件を満たしているものとする。なお、神楽坂キャンパス以外にも構成員が居る場合は神楽坂キャンパスの構成員が以下の条件を満たしていることとする。

- 1 団体代表者および副代表者又はそれに代わる者が学友会員である。
- 2 団体の構成員の内、過半数が学友会員である。
- 3 団体の規模について、新規団体は 3 名以上、更新団体は 2 名以上である。
- 4 政治的および宗教的活動を活動目的としていない。

なお、上記に沿っている場合でも、罰則（第 7 条）の適用により活動停止となった団体は、学友会常任委員会の了承なしには登録できないものとする。

- 5 平成 28 年度学友会団体登録申請規約に同意するものとする。
- 6 東京理科大学 I 部体育局、東京理科大学 II 部部体育会に所属していないものとする。

第 3 条 (期間)

学友会団体として認める期間は、平成 28 年度の学友会団体登録が完了してから、平成 28 年度の学友会団体登録が始まるまでとする。学友会登録団体は、年度ごとに登録を更新する必要がある。

第 4 条 (団体登録申請期間)

学友会団体登録申請期間として前期、後期 1 回ずつ合計 2 回の期間を設ける。前期は更新団体及び新規団体を対象とし、後期は新規団体のみを対象とする。両申請期間は学友会常任委員会が指定した期間とする。

第 5 条 (義務)

学友会登録団体は以下の義務を果たすこととする。

- 1 大学生として民主的に本学の健全な発展をはかることを前提とし、大学生活を有意義に送る事を目的に活動を行う。
- 2 前期に学友会団体登録した団体は、前期に前期団体メンバー表及び団体活動予定書を、後期に後期団体メンバー表を提出する。後期に学友会団体登録した団体は、後期団体メンバー表及び団体活動予定書を提出する。また、全ての学友会登録団体は年末に活動報告書を提出する。
- 3 学生大会には団体代表者、団体副代表者両名が出席する。
- 4 団体代表者会議には、団体代表者又はそれに準じるものが出席する。

- 5 学生大会にやむをえず出席できない場合は、学友会常任委員会の了承の下、委任状の提出をする。
- 6 団体代表者会議にやむをえず出席できない場合は代理人を出席させる。代理人は必ず団体構成員に対し会議の内容を報告する。

第 6 条 (権利)

学友会登録団体は以下の権利を得ることとする。

- 1 学友会からの各種支援を受けることができる。
- 2 新歓への参加資格を得る。ただし、サークルポイントが 50 点未満の学友会登録団体は新歓への参加資格を失うものとする。新歓とは、4 月上旬に行われる課外活動ガイダンス及び勧誘ポスターの掲示を含む全ての勧誘活動のこととする。
- 3 学生大会における、団体として議題及び意見提出の資格を得る。

第 7 条 (罰則)

学友会登録団体は以下の事項に該当した場合、学友会常任委員会により処罰を受けるものとする。なお、処罰の程度は学友会常任委員会に一任するものとする。

- 1 学校側より処罰の申請があった場合。
- 2 公序良俗に反する活動を行った場合。
- 3 本規約に反する活動を行った場合。
- 4 上記の項目に該当しなくても、大学という場において活動内容が著しく不適切であると、学友会常任委員会に判断された場合。

第 2 章 サークルポイント

第 8 条 (定義)

- 1 サークルポイントとは、学友会登録団体が所有する点数のことを指す。サークルポイントは学友会登録団体が新歓に参加するための資格や団体支援金額に関わるものである。サークルポイントは更新登録または新規登録完了後、0 点とし、120 点を満点とする。
- 2 サークルポイントの点数配分は以下の通りとする。

・団体代表者会議出席点	20 点
・学生大会出席点	20 点
・団体メンバー表提出点	20 点
・団体メンバー表早期提出点	10 点
・団体登録用紙提出点	10 点
・活動予定書提出点	10 点
・活動報告書提出点	10 点
・新歓得点換算点	20 点

第9条（サークルポイントの点数配分詳細）

- 1 団体代表者会議に出席する毎に5点加点する。ただし、遅刻した場合及び早退した場合は3点とする。また同一名称の会議へ2度以上出席した場合は、当該加点の内、最も高い加点分のみ付加される。
- 2 学生大会に、代表者及び副代表者それぞれの出席で5点ずつ加点される。ただし、遅刻した場合は当該点数を3点とし、委任状を提出した上での欠席は2点とする。また、学生大会が行なわれなかった場合、当該学生大会出席によるサークルポイント分の10点を付与する。
- 3 学友会登録団体は、団体の構成員の名前、学籍番号、役職、神楽坂キャンパス生または東京理科大学他キャンパス生・院生・学外生かを明記された団体メンバー表を前期、後期と2回提出することを義務とする。提出の期限は、団体代表者会議の際に通知するものとし、期限内に提出し受理された場合それぞれ10点ずつ付与する。ただし、学友会常任委員会が提出された団体メンバー表に不備があると判断した場合は学友会常任委員会が定める期間内に再度提出をしなければならない。期限を過ぎた場合、点数の付与は行わない。後期新規登録団体に関しては、後期メンバー表のみの提出を義務とする。
- 4 団体メンバー表を提出する際に、学友会常任委員会の指定する早期提出期間に提出した場合、メンバー表の得点に加えて5点を付与する。ただし、学友会常任委員会が提出し受理された団体メンバー表に不備があると判断した場合は学友会常任委員会が定める期間内に再度提出をしなければならない。
- 5 学友会登録団体は団体の基本的な情報を記した団体登録申請書を提出することを義務とする。提出の期限は、団体代表者会議の際に通知するものとし、期限内に提出し受理された場合10点を付与する。ただし、学友会常任委員会が提出された団体登録申請書に不備があると判断した場合は学友会常任委員会が定める期間内に再度提出をしなければならない。期限を過ぎた場合、点数の付与は行わない。
- 6 学友会登録団体は1年間の活動内容の予定を記した活動予定書を提出することを義務とする。提出の期限は、団体代表者会議の際に通知するものとし、期限内に提出した場合10点を付与する。ただし、学友会常任委員会が提出された活動予定書に不備があると判断した場合は学友会常任委員会が定める期間内に再度提出をしなければならない。期限を過ぎた場合、点数の付与は行わない。
- 7 学友会登録団体は1年間の活動内容の詳細をまとめた活動報告書の提出することを義務とする。提出の期限は、団体代表者会議の際に通知するものとし、期限内に提出し受理された場合10点を付与する。ただし、学友会常任委員会が提出された活動報告書に不備があると判断した場合は学友会常任委員会が定める期間内に再度提出をしなければならない。期限を過ぎた場合、点数の付与は行わない。
- 8 平成27年度に神楽坂キャンパスの団体として正規の手続きで新歓への参加をした団体及び、新歓への参加資格を満たしていながら不参加を表明した団体に新歓得点換算点として、20点を付与する。この点は当該年度の新歓における罰則に応じて減点される。

第10条（サークルポイントの減点）

- 1 学友会常任委員会が定めた規約等に重大な違反があった団体に対して、学友会常任委員会は学友会登録団体に対して期間終了までの合計点が0点を下回らない範囲でサークルポイントの減点を行うことができる。
- 2 学友会常任委員会はサークルポイントの減点を行うにあたって団体に対し、減点点数及び減点理由を通知しなければならない。
- 3 減点の異議申し立てが可能な期間は、学友会登録団体が減点を通知された日を含め、7日以内とする。異議申し立てを行う学友会登録団体は期間内に書面にて学友会常任委員会に異議申立理由を提出するものとする。

第3章 団体支援金

第11条（定義）

団体支援金とは、学友会費を財源とし、学友会常任委員会へ申請することで、学友会登録団体の活動の支援を目的に各団体へ交付される資金である。団体支援金は学友会登録団体の申請により交付される。

第12条（団体支援金申請可能団体）

前年度に学友会団体登録し、学友会常任委員が団体代表者会議にて通知した期間内に更新登録が完了した団体のみを団体支援金申請可能団体とする。

第13条（団体支援金申請の資格）

第12条に当たる全団体は学友会常任委員会に対して、学友会常任委員会の指定する期間に支援金申請を行うことができるが、団体の構成員の内、8割以上が学友会員である団体の支援金申請のみ有効とする。

第14条（団体支援金申請方法）

申請を希望する学友会登録団体は申請期間中に、学友会常任委員会が定める基準を満たした団体支援金申請用紙及び領収書添付用紙を、学友会常任委員会が指定する期間中に提出するものとする。学友会常任委員会は当該年度の学友会常任委員会業務期間中に3回以上の申請期間を設けるものとする。

第 15 条 (団体支援金上限額)

- 1 一年あたり交付する支援金の基本上限額を一団体あたり 4 万円とする。
- 2 第 1 項の上限額に加え、所属している学友会員の人数が 10 人ごとに 5000 円ずつ第 1 項に定める上限額を上乗せする。ただし、一団体に交付される支援金の最高上限額は 6 万円とする。この上乗せ分は年度内最後の支援金申請時のみに適用される。学友会員の人数は、その申請時点で提出されている団体メンバー表に記入されている学友会員の人数で計算する。

第 16 条 (団体支援金交付可能額)

団体支援金交付可能額は、サークルポイントを 100 で割った値に第 15 条で定めた団体支援金額をかけた金額とする。ただし、サークルポイントが 100 点を超過している場合、超過分は切り捨てとする。

第 17 条 (団体支援金申請承認の基準)

- 1 支援金による支援の対象は、活動予定書に記載された活動内容と関連性のある用件に限る。
- 2 領収書は以下の 5 項目を必須とし、欠落したものは無効とする。
 - 一 団体名
 - 二 領収書発行日
 - 三 金額
 - 四 ただし書き
 - 五 領収書発行元の印鑑もしくはサイン
- 3 用紙に添付する領収書は原本のみとし、複写されたものは無効とする。
- 4 領収書発行日が平成 28 年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の期間内であるものとする。

第 18 条 (団体支援金申請の却下)

学友会常任委員会は第 17 条に基づき支援金申請を審査し不適切の場合は申請を却下できる。学友会常任委員会は申請を却下した学友会登録団体に対しては却下理由を通知しなければならない。

第 19 条 (団体支援金申請却下の異議申立)

申請を却下された学友会登録団体は通知された日を含めて 7 日以内に学友会常任委員会に対して異議申し立てを行うことができる。異議申し立てを行う学友会登録団体は期間内に書面にて学友会常任委員会に異議申立理由を提出するものとする。

第 20 条 (団体支援金交付可能額)

支援金として申請するときの金額は交付可能額を超えて申請してもよいものとする。ただし、支払われる金額は申請した時点での交付可能額までとする。

第 21 条 (団体支援金に関する罰則)

虚偽の申請が発覚した学友会登録団体は、当期に支払われた支援金の全額返済及び当期の申請資格の剥奪若しくは来期の支援金最高上限額の減額、又はこれらを併科する。

第 4 章 附則

第 22 条 (附則)

本規約は平成 28 年 5 月 9 日から次年度における同様の規約が施行されるまで適用される。

東京理科大学学友会常任委員会